三重県総合評価方式の運用ガイドライン(令和6年度版)の改正概要について 令和6年7月24日

1 主な改正内容

(1)建設工事における評価値算出及び加算点算出のための端数処理

入札参加者の応札額を適正に評価する為、評価値や加算点の端数処理の考え方を下記のとおり 改めます。

2,40,65,98	
改正前	改正後
6-2(1) 評価値の算出方法	6-2(1) 評価値の算出方法
エ 評価値は小数第6位以下を切り捨て、小数	エ 落札者の決定に際し評価値の端数処理は
第5位まで表示する。	行わない。ただし、調書上は小数第5位ま
	で表示する。なお、小数第5位まで同値の
	場合は判別できる桁まで表示する(入札額
	が同額によるものは除く)。

改正前	改正後
6-2(3) 標準点及び加算点	6-2(3) 標準点及び加算点
イ 加算点	イ 加算点
(中略)	(中略)
加算点は小数第3位以下を切り捨て、小数	加算点の端数処理は行わない。ただし、調
第2位まで表示する。	書上は小数第2位まで表示する。

(2) 測量・設計における評価値算出及び価格評価点算出のための端数処理

建設工事と同様、評価値や価格評価点の端数処理の考え方を下記のとおり改めます。

<u> </u>	
改正前	改正後
6-3(1) 評価値の算出方法	6-3(1) 評価値の算出方法
ア 評価値は小数第6位以下を切り捨て、小数	ア 落札者の決定に際し評価値の端数処理は
第5位まで表示する。	行わない。ただし、調書上は小数第5位ま
	で表示する。なお、小数第5位まで同値の
	場合は判別できる桁まで表示する。(入札
	額が同額によるものは除く)。

改正前	改正後
6-3(3) 標準点、価格評価点、技術評価点	6-3(3) 標準点、価格評価点、技術評価点
イ 価格評価点	イの価格評価点
(中略)	(中略)
※価格評価点は <u>小数第6位以下を切り捨て、</u>	※価格評価点の端数処理は行わない。ただ
小数第5位まで表示する。	し、 <mark>調書上</mark> は小数第5位まで表示する。 <mark>な</mark>
	お、小数第5位まで同値の場合は判別でき
	る桁まで表示する。(入札額が同額による
	ものは除く)。

2 適用日

令和6年8月1日以降の公告及び指名通知にかかる案件から適用します。

※評価項目の評価方法や確認方法の詳細は、三重県HP「建設業のための広場」 に掲載のお知らせでご確認ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm



【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL: 059-224-2696